

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 内部通報規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「本協会」という。）において、本協会の役員、職員及び委員、加盟団体の役員及び職員、加盟団体の構成員（以下「協会構成員」という。）からの、暴力行為、パワー・ハラスメント、セクシャルハラスメントその他の組織的又は個人的な不正行為（その恐れのある行為を含む。以下「不正行為等」という。）に関する通報もしくは相談（以下「通報等」という。）に対応する適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、本協会の健全な運営と協会構成員の人権の擁護等に資することにより、我が国のアメリカンフットボール競技の発展を図ることを目的とする。

(相談窓口の利用者)

第2条 相談窓口の利用者は、協会構成員であり、不正行為等を受けた本人、不正行為等を目撃した本人、その親権者や代理人等これに準ずる者又は本人が所属する加盟団体の構成員とする。

第2章 通報

(窓口)

第3条 協会構成員からの不正行為等についての相談及び通報を受け付ける窓口（以下、「相談窓口」という）を、協会内と協会外にそれぞれ設置する。

- 2 協会内の相談窓口は、事務局内に設置する。
- 3 協会外の相談窓口は、理事会の決議によりこれを別に定める。

(通報努力義務)

第4条 協会構成員等は、不正行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、協会内または協会外の相談窓口に通報するように努めなければならない。

(相談または通報を受けた者の責務)

第5条 本規程に定める業務に携わる者に限らず、不正行為等に関する相談または通報を受けた者（通報者等の管理者、指導者、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(相談窓口の利用方法)

第6条 相談窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

- 2 本協会は、相談窓口の連絡先を協会ホームページに掲載して周知を図るものとする。

- 3 協会内及び協会外の相談窓口への通報等は、氏名及び所属団体などを明らかにして行うものとする。
- 4 通報等を受けた協会外の相談窓口担当者は、通報者の同意がある場合を除き、氏名、所属団体など、通報者を特定しうる情報（以下「通報者情報」という。）を削除した上で、本協会に対し通報内容を伝えるものとする。

（通報の誠実性）

第7条 協会構成員等は、事実に反することを知りながら行う通報、個人的利益を図る目的による通報又は誹謗・中傷目的による通報その他の誠実性を欠く通報を行ってはならない。

（通報受付の通知）

第8条 電子メール・FAX・書面による通報等を受けた窓口担当者は、通報者に対し、通報等を受け付けた旨をすみやかに通知するものとする。

第3章 調査等

（調査の必要性等の判断）

- 第9条** コンプライアンス担当理事は、通報の受付後すみやかに、通報内容に関する調査の必要性の有無、その他通報に関する対応を決定しなければならない。
- 2 コンプライアンス担当理事は、必要に応じて、理事会に通報の内容を報告し、調査方法その他の対応を協議するものとする。
 - 3 コンプライアンス担当理事は、通報内容に関する調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理事会に報告しなければならない。
 - 4 前3項の定めにかかわらず、コンプライアンス担当理事は、倫理懲罰規程第4条第1号の禁止事項については、通報者の意思を確認した上で、調査と同時に、当該禁止事項を行った者（当該禁止事項を行ったと疑われる者を含む。）に対して当該禁止事項を行わないよう警告し、必要に応じて指導者等の関係者に対して防止措置を要請するものとする。

（調査担当者）

- 第10条** コンプライアンス担当理事は、通報に基づき、通報内容に関する事実関係を確認するための調査を実施する権限を有する。
- 2 通報等に関する事実関係の調査は、コンプライアンス担当理事が指名した者（以下「調査担当者」という。）が行う。
 - 3 調査担当者は、善良な管理者の注意をもって調査すると共に、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理・保持しなければならない。
 - 4 調査担当者は、調査対象者が未成年の場合には、当該対象者が未成年者であることに鑑み、プライバシーの保護等特に留意して調査を実施するものとする。

- 5 調査担当者は、調査結果をコンプライアンス担当理事に報告するものとする。調査対象者は、その際、調査対象者のプライバシーや営業秘密に関する事項については、資料の提出を拒絶することができる。

(協力義務)

第11条 調査の対象とされた個人及び団体（以下「被調査者」という。）は、事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査担当者に協力しなければならない。

- 2 被調査者は、調査にあたって、事実の隠匿もしくは歪曲または虚偽の回答その他の不正行為を行ってはならない。
- 3 被調査者が正当な理由なく前項の調査に協力しなかったときには、通報された内容を事実と認めて相当な処分をすることができるものとする。

(調査報告)

第12条 コンプライアンス担当理事は、調査結果を理事会に報告しなければならない。

(対応策の実施等)

第13条 理事会は、調査の結果、不正行為等が確認された場合、不正行為の是正、損失拡大、再発防止等のために必要な措置を行う。

- 2 理事会は、前項の場合において、不正行為等が倫理懲罰規程に該当すると認められる場合、倫理委員会を設置し、処分等案について諮問する。
- 3 理事会は、前項の場合において、倫理委員会が答申した処分等案を吟味した上で処分等を決定する。
- 4 前3項の定めにかかわらず、不正行為等が重大であり、迅速な処分の必要性が高いと会長が判断した場合には、前項の処分等の決定に先立ち、暫定的な処分をすることができる。会長は、かかる暫定的な処分をした場合、速やかに理事に報告するものとする。
- 5 本協会は、前4項の対応について、事案の軽重等に応じて、理事会の決議により公表することができる。

(通報者への通知等)

第14条 窓口担当者は、通報者に対し、調査の必要性の有無、調査の結果、前条に基づく対応策の実施及び処分の内容について、遅滞なく通知するものとする。

- 2 通報者は、窓口担当者に対し、対応経過等につき問合せをすることができる。

(通報者に対する不利益な取り扱いの禁止)

第15条 通報者は、通報を行ったことを理由に、一切の不利益な取り扱いを受けない。

- 2 協会構成員は、通報を行ったことを理由として、通報者に対して一切の不利益な取り扱いをしてはならない。
- 3 コンプライアンス担当理事は、通報者が通報等を理由として不利益な取り扱いを受けていないか監視、監督する義務を負う。

- 4 コンプライアンス担当理事は、通報者に対する不利益な取り扱いを確認した場合には、直ちに不利益な取り扱いを是正するとともに理事会に報告を行い。不利益な取り扱いを行った者に対する処分を倫理委員会に要請するなど、必要な措置を決定することとする。

(利益相反関係の排除)

- 第16条** コンプライアンス担当理事、窓口担当者、調査担当者その他通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。
- 2 理事会又はコンプライアンス担当理事は、前項に該当することを避けるために必要な措置を講ずるものとする。

第4章 守秘義務、禁止事項

(守秘義務)

- 第17条** コンプライアンス担当理事、窓口担当者、調査担当者、被調査者その他通報案件に関与した全ての者（通報者は除く。）は、通報者情報、通報内容、調査結果その他通報案件に関する情報を第三者に開示してはならない。但し、次の各号により開示する場合はこの限りではない。
- (1) 法令に基づき開示する場合
- (2) 調査又は対策を実施するために、やむを得ず通報案件に関する情報を開示する必要があるとコンプライアンス担当理事が判断した場合
- 2 前項に基づき通報者情報を開示する場合は、通報者に対し予め通知しなければならない。

(通報者の守秘義務)

- 第18条** 通報者は、通報の内容を第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に該当する場合はこのかぎりではない。
- (1) 法令に基づき開示する場合
- (2) 調査の必要性を判断するに足る通報がなされた後20日を経過しても、協会から通報に基づく調査を行う旨の通知がない場合または協会が正当な理由なく調査に着手しない場合
- 2 通報者は、調査結果、対応策、その他窓口担当者から得た情報を第三者に開示してはならない。

(通報妨害・調査妨害の禁止)

- 第19条** 協会構成員は次の各号に定めることを行ってはならない。
- (1) 通報内容に関する証拠の毀損、隠匿、改ざん、その他調査の妨げとなる行為
- (2) 相談窓口に通報しようとすることを妨げる行為

第5章 不服申立

(通報者の不服申立)

第20条 通報等にかかる不正行為等を受けた者は、次の場合には、理事会に不服の申立をすることができる。

- (1) 本協会が通報を放置し、通報をした日から20日が経過したとき。
- (2) 本協会の調査の結果や是正措置等に不服があるとき。

(被通報者等の不服申立)

第21条 被通報者等は、本協会の調査の結果や是正措置等に不服があるときには、理事会に不服の申立をすることができる。

第6章 その他

(運用状況の開示)

第22条 コンプライアンス担当理事は、通報者の秘密に配慮しながら、年に1回、理事会に対し、内部通報制度の運用状況を開示する。

(制度の見直し、改善)

第23条 理事会は、内部通報制度の運用状況、監査結果等を踏まえて、内部通報制度の見直し、改善を行わなければならない。

(改廃)

第24条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 (平成25年11月15日平成25年度第4回理事会決議)
本規程は、決議の日(平成25年11月15日)より施行する。

附 則 (平成30年5月26日平成30年度第1回理事会決議)【
本規定は、決議の日(平成30年5月26日)より施行する。